

# PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2021年10月号 | No. 10/2021

PCT ニュースレター日本語版では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

## PCT 同盟総会

第53回 PCT 同盟総会 (PCT 総会) が、2021年10月4日から8日までの期間、WIPO 加盟国総会の一環としてジュネーブで開催されました。

本総会は、文書 PCT/A/53/3 のアネックスに記載された PCT 規則の修正を採択しました。規則修正は、以下の通りです。

- PCT 規則 5、12、13 の 3、19 及び 49: WIPO 標準 ST.26 の実施  
PCT における「XML (拡張マークアップ言語) を使用したヌクレオチド及びアミノ酸の配列表の表記に関して推奨される標準」。これらの規則修正は、2022年7月1日に発効予定であり、当該日以降の国際出願日を有する国際出願に適用されます。詳細は、文書 PCT/WG/13/8 及び文書 PCT/WG/13/14 のパラグラフ 4 及び 5、並びに下記に掲載されているトピック「WIPO 標準 ST.26 の実施日」をご参照下さい。
- PCT 規則 82 の 4: PCT 規則に定める期間の遵守に影響する全般的な混乱発生時における出願人及び第三者を対象とした救済措置の強化。詳細は、文書 PCT/WG/14/11 及び文書 PCT/WG/14/18 のパラグラフ 8 から 14 をご参照下さい。これらの修正も 2022年7月1日に発効し、当該日以降に満了する期間に適用されます。

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。  
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

また、本総会は、ユーラシア特許庁を PCT に基づく国際調査機関及び国際予備審査機関として選定しました(文書 PCT/A/53/1)。この選定は、運用機能が整備された時点で、当該官庁が通知する将来の日付から発効することになります。

なお、本総会は、補充国際調査制度に関する報告(文書 PCT/A/53/2)を記録しました。そして当制度のモニタリングを継続し、重要な進捗について国際機関会合及び PCT 作業部会にて報告するよう国際事務局(IB)に要請しました。さらに、IB が提案する時期又は締約国の要請に応じて、遅くとも 2027 年までに当制度を再検討するよう IB に求めました。

上述の文書は、以下の WIPO ウェブサイトからご利用下さい。

PCT 総会文書(利用可能になれば当該報告書を含む)

[https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_code=pct/a/53](https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/a/53) (英語版)

WIPO 総会文書(利用可能になれば当該報告書を含む)

[https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_code=wo/ga/54](https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=wo/ga/54) (英語版)

PCT 作業部会文書

[https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_code=pct/wg/13](https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/wg/13)  
(第 13 回会合) (英語版)

[https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_code=pct/wg/14](https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/wg/14)  
(第 14 回会合) (英語版)

## WIPO 標準 ST.26 の実施日

第 54 回 WIPO 総会は、「XML (拡張マークアップ言語)を使用したヌクレオチド及びアミノ酸の配列表の表記に関して推奨される標準」である WIPO 標準 ST.26 の実施日を、国内、広域及び国際レベルで 2022 年 7 月 1 日とすることで承認しました。以下のリンクから、文書 WO/GA/54/14

[https://www.wipo.int/edocs/mdocs/govbody/en/wo\\_ga\\_54/wo\\_ga\\_54\\_14.pdf](https://www.wipo.int/edocs/mdocs/govbody/en/wo_ga_54/wo_ga_54_14.pdf) (英語版)

及び、以下のリンクから、文書 A/62/12 のパラグラフ 45 をご参照下さい。

[https://www.wipo.int/about-wipo/en/assemblies/2021/a\\_62/doc\\_details.jsp?doc\\_id=552851](https://www.wipo.int/about-wipo/en/assemblies/2021/a_62/doc_details.jsp?doc_id=552851)  
(英語版)

この承認を受けて、WIPO 標準 ST.26 への移行は、2017 年に開催された第 5 回 WIPO 標準委員会にて以前決定された日付から 6 か月後に実施されることとなります(下記のリンクから文書 CWS/5/22 のパラグラフ 42 から 44 をご参照下さい)。

[https://www.wipo.int/edocs/mdocs/cws/en/cws\\_5/cws\\_5\\_22.pdf](https://www.wipo.int/edocs/mdocs/cws/en/cws_5/cws_5_22.pdf) (英語版)

過去の PCT ニュースレターでは、WIPO 標準 ST.26 の適用日を 2022 年 1 月 1 日と記載<sup>1</sup>していましたが、新適用日は 2022 年 7 月 1 日となります。

## 国際出願の電子出願及び処理

ジブチ及びサモア: ジブチ工業所有権・商務庁 (ODPIC) 及び商工業労働省 (MCIL) (サモア) による電子形式での国際出願の受理及び処理の開始

受理官庁としてのジブチ工業所有権・商務庁 (ODPIC) 及び商工業労働省 (MCIL) (サモア) は、それぞれ 2022 年 1 月 3 日及び 2022 年 1 月 31 日から、電子形式での国際出願の受理及び処理を開始することを、PCT 規則 89 の 2.1(d) に基づき国際事務局 (IB) に通知しました。

当該官庁は、ePCT 出願を利用して提出される国際出願を受理します。適用される手数料表の項目 4 に掲載された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

電子形式による国際出願の提出に関する上述官庁の要件及び運用を含む通知は、2021 年 10 月 14 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。以下のリンクからご利用下さい。

[www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html) (英語版)

(PCT 出願人の手引 附属書 C (DJ 及び WS) が更新されました)

## PCT 手数料支払専用の新ランディングページ

以前お知らせした通り、WIPO は、2021 年 6 月 14 日に、所定の PCT 関連手数料や WIPO に対する他の手数料のオンライン決済を行うための新しい決済プラットフォームを導入しました (PCT ニュースレター 2021 年 6 月号をご参照下さい)。この度ユーザの利便性を考慮して、新しいランディングページ “WIPO Pay” が、以下のリンクから利用可能になりました。

<https://www3.wipo.int/epayweb/public/index.xhtml> (英語版)

また、PCT 制度メインページの「PCT 関連資料」にあるリンクから (<https://www.wipo.int/pct/en/> (英語版) 及び <https://www.wipo.int/pct/ja/> (日本語版))、並びに「手数料と支払 – PCT 制度」からも (<https://www.wipo.int/pct/en/fees> (英語版) 及び <https://www.wipo.int/pct/en/fees> (日本語版)) WIPO Pay にアクセス可能です。

WIPO Pay は、ワンクリックで支払を行ったり、未納分を確認できる合理的なシステムで、複数の支払を一括して行うこともできます。WIPO Pay は安全で暗号化されており、支払は迅速に処理され、支払の確認は電子メールで行われます。

WIPO に対する支払方法の詳細は、以下のリンクに掲載されています。

<https://www3.wipo.int/epayweb/public/payment-methods.xhtml> (英語版)

<sup>1</sup> WIPO 標準 ST.26 の適用日を 2022 年 1 月 1 日と記載していた PCT ニュースレターは、次の通りです。2019 年 6 月号 (3 ページ目)、2020 年 10 月号 (1 ページ目)、2020 年 12 月号 (8 ページ目) 及び 2021 年 4 月号 (7 ページ目)。

## 2021 年 WIPO PCT 顧客満足度調査

PCT 制度の全側面に関する顧客満足度を定期的に評価する目的で、WIPO は隔年で実施しているユーザーコミュニティへのアンケート調査をまもなく開始します。国際事務局が提供している PCT サービスに対する PCT ユーザからのご意見は大変貴重です。ご回答に必要な時間は、10 分から 20 分程度です。本調査に参加いただき、貴重なご意見を提供して頂けたら有難く存じます。参加ご希望の際は、“Participation in the 2021 PCT User Survey” のタイトルで、以下のアドレスへ電子メールをお送り下さい。

survey@wipo.int

アンケート調査が開始され次第、リンク先をお送りします。

## 例外的な閉庁日

### カナダ知的所有権庁

カナダ知的所有権庁は、2021 年 9 月 30 日が新たな連邦法定休日として指定されたため、公務を休業した旨を国際事務局 (IB) に通知しました。

官庁により IB に提供された閉庁日の一覧が、上記の情報を追加して更新されました。以下のリンクに掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/> (英語版)

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

PCT 規則 80.5 に従い、国際出願に関連する文書及び手数料が官庁に到達すべき期間の末日が、官庁が通知した公務の閉庁日に当たる場合には、その期間は当該官庁の後続の最初の就業日に満了するよう延長されることを規定している点にご留意下さい。

## PCT アップデート

CN: 中華人民共和国 (手数料)

DJ: ジブチ (電子メールアドレス、電子出願)

DO: ドミニカ共和国 (国内段階移行の特別な要件)

GM: ガンビア (保護の種類、手数料)

LR: リベリア (保護の種類、代理人に関する要件、優先権の回復請求に適用される基準、手数料)

ME: モンテネグロ (官庁の名称)

PA: パナマ (電子メールアドレス)

PL: ポーランド (所在地、電子メールとインターネットアドレス)

TN: チュニジア (国内段階移行の要件の概要)

WS: サモア (電子出願)

調査手数料 (韓国知的所有権庁)

取扱手数料(中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA))

### WIPO Fee Transfer Service (WIPO 手数料移転サービス)

以前お知らせした通り、2020 年 7 月 1 日から、受理官庁、国際調査機関、補充国際調査に指定された機関や国際予備審査機関は、WIPO Fee Transfer Service に“participating Office” (参加庁)として参加することができるようになりました。当該サービスでは、PCT 手数料は、ある官庁 (“collecting Office” (徴収官庁)) から他の官庁 (“beneficiary Office” (受益官庁)) に対し国際事務局 (IB) を介して取り引きされます。詳細は、作業部会の文書 PCT/WG/12/20 を [https://www.wipo.int/meetings/en/doc\\_details.jsp?doc\\_id=436911](https://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=436911) (英語版) からご参照下さい。

IB は、参加庁となる旨、又は参加する業務範囲の変更について IB に対し通知を行った官庁に関する情報を、2021 年 10 月 7 日付の公示 (PCT 公報) に掲載しました。以下のリンクからご覧下さい。

[https://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/index.html](https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html) (英語版)

### PCT 関連資料の最新/更新情報

#### 新しいウェビナーの録音

##### 中国語のウェビナー

下記の中国語のウェビナーの録音

- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、How to best utilize declarations

及び PDF 版プレゼンテーション資料 (2021 年 9 月 22 日中継) は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/zh/seminar/webinars/index.html>

##### 英語のウェビナー

下記の英語のウェビナーの録音

- Everything you need to know about ePCT ウェビナーシリーズから、eHandshakes-Access Rights-eOwnership (2021 年 9 月 8 日)
- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、Mastering priority claims in PCT applications (2021 年 9 月 23 日)
- Everything you need to know about ePCT ウェビナーシリーズから、ePCT-Filing in Docx (2021 年 10 月 5 日)

及び PDF 版の各プレゼンテーション資料 (上記に記載された日付に中継) は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

##### ポルトガル語のウェビナー

下記のポルトガル語のウェビナーの録音

- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、Understanding PCT Incorporation by reference (2021 年 9 月 24 日)
- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、How to best utilize declarations (2021 年 10 月 1 日)

及び PDF 版の各プレゼンテーション資料 (上記に記載された日付に中継) は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/pt/seminar/webinars/index.html>

ロシア語のウェビナー

下記のロシア語のウェビナーの録音

- WIPO Standard ST.26 から、Introduction

及び PDF 版プレゼンテーション資料 (2021 年 9 月 8 日中継) は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/ru/seminar/webinars/index.html>

スペイン語のウェビナー

下記のスペイン語のウェビナーの録音

- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、How to best utilize declarations

及び PDF 版プレゼンテーション資料 (2021 年 9 月 21 日中継) は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/es/seminar/webinars/index.html>

## PATENTSCOPE のお知らせ

PATENTSCOPE 新着情報: Weekly tips and tricks ビデオ

Weekly tips and tricks ビデオでは、PATENTSCOPE の特別な機能を最大限活用できる方法を紹介しています。また、新短編ビデオが毎週火曜日にリリースされます。次のリンクからご視聴下さい。

<https://patentscope.wipo.int/search/en/help/tipsAndTricks.jsf> (英語版)

下記のトピックに関するビデオ第 1 弾がすでに視聴可能です。

- How to use the weighting factor in PATENTSCOPE
- Licensing information 及び
- WIPO Translate
- Statistical Information

特定の機能に関するデモンストレーションビデオのご希望がありましたら、PATENTSCOPE チーム宛 [patentscope@wipo.int](mailto:patentscope@wipo.int) に電子メールをお送り下さい。

### マーカッシュ検索が PATENTSCOPE で利用可能に

マーカッシュ構造とは、可変置換基を持つ化学構造を表したもので、特許文献の中で、関連する化学化合物のグループを特定するために使用され、多くの場合、特許出願の対象の一部として使用されます (マーカッシュクレームとも呼ばれます)。

この度初めて PATENTSCOPE でマーカッシュ定義がインデックス化されました。これにより、特許出願中に任意の名前 (商業名、IUPAC 名、INN 等) で記載されている場合、図面中の構造式で記載される場合、又は、特許出願に含まれるマーカッシュ定義に含まれる場合には、特許文献で示されている化合物を検索することができるようになりました。

マーカッシュ検索は、PATENTSCOPE で、ログインしたユーザは無料で利用できます。WIPO アカウントは、上部にある黒いナビゲーションバーのログインメニューから作成できます (<https://patentscope.wipo.int/search/en/search.jsf> (英語版) (訳者注: 黒いナビゲーションバーの言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能))。PATENTSCOPE にマーカッシュ検索が備えられたことにより、このような検索機能が初めて世界中の全てのユーザに提供されます。

詳細は、以下のリンクをご参照下さい。

[https://www.wipo.int/patentscope/en/news/pctdb/2021/news\\_0006.html](https://www.wipo.int/patentscope/en/news/pctdb/2021/news_0006.html) (英語版)

(訳者注: 日本語での詳細は、下記のリンクから、WIPO 日本事務所ウェブページのニュースアーカイブより、2021 年 9 月 13 日付「マーカッシュ検索が PATENTSCOPE で利用可能に」をご参照下さい。 [https://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/news/2021/news\\_0048.html](https://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/news/2021/news_0048.html))

### PATENTSCOPE による全面的に再構築された WIPO GREEN への環境に優しいテクノロジー関連特許文献の貢献

WIPO GREEN データベースは、無料で、ソリューション提供型のグローバルイノベーションのカタログです。つまり、気候変動、フードセキュリティ (食料安全保障) 及び環境に関する問題を持続可能な解決策で解決するためのニーズ (訳者注: 環境に優しいテクノロジーを提供する側と求める側) を繋ぐものです。WIPO GREEN は、AI による独自の検索機能、オートマッチング、ユーザがアップロードした情報のトラッキングと統計などの新機能を搭載し、全面的に再構築されました。また、PATENTSCOPE のデータベースから環境に優しいテクノロジーに関連する特許文献が取り込まれています。データベースのアップロードは無料で、関連する全てのイノベーションやニーズが提供されています。

詳細は、以下のリンクに掲載されています。

<https://wipogreen.wipo.int/wipogreen-database/database> (英語版)

### EPO: 手数料の支払に係る変更

## クレジットカード払いの1日の新規利用限度額

以前お知らせした通り、欧州特許庁 (EPO) は、2017 年 12 月 1 日から、(預金口座又は銀行振込に加えて) PCT 関連手数料をはじめとする手数料のクレジットカードによる支払の受領を開始しました<sup>2</sup>。EPO は、2021 年 10 月 1 日から、クレジットカードごと及びユーザの口座ごとに、クレジットカード払いの1日の新規利用限度額を 10,000 ユーロと設定しました。

クレジットカードによる手数料支払方法の要件や取決めに関する詳細は、以下のリンクの “Notice from the European Patent Office dated 23 September 2021 concerning the payment of fees by credit card” をご参照下さい。

<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2021/09/a73.html> (英語版)

## グローバル・イノベーション・インデックス

グローバル・イノベーション・インデックス 2021 年版が出版されました。以下のリンクからご利用下さい。

[https://www.wipo.int/global\\_innovation\\_index/en/2021/](https://www.wipo.int/global_innovation_index/en/2021/) (英語版)

GII (Global Innovation Index) 2021 年版では、81 の様々な指標をもとに 132 経済圏の最新のグローバルイノベーションにおける世界ランキングを提供しています。新しく作成されたグローバルイノベーショントラッカーを使用して、最新のグローバルイノベーションの動向を分析しています。また、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) のパンデミックがイノベーションへの投資に及ぼした影響についても焦点を当てています。

GII 2021 年版の調査結果の概要は、プレスリリース PR/2021/880 に掲載されています。以下のリンクからご覧下さい。

[https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2021/article\\_0008.html](https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2021/article_0008.html) (英語版)

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

## WIPO IP Diagnostics の公表

WIPO は、ビジネス分野への支援プログラムを強化するための継続した取り組みの一環として、国際貿易センター (ITC) 及び国際商業会議所 (ICC) と共同で、2021 年 11 月 9 日午後 1 時半 (中央ヨーロッパ時間) に開催されるバーチャルイベントで、最新のオンラインリソースである WIPO IP Diagnostics を公表します。

WIPO IP Diagnostics は、無料の包括的な自己評価ツールです。本ツールは、中小企業が自社の IP 資産を特定し、これらの資産をどのように保護、管理、そして活用して新たな商機を開拓するのかを判断するための支援となるよう設計されました。本ツールは、中小企業が、知的財産 (IP) 制度の実用的な利点を知るために役立つツールです。また、知財庁をはじめとするビジネスの仲介者にとっても、企業への

<sup>2</sup> PCT ニュースレター 2017 年 12 月号及び EPO の公示 2017 の A72 及び A73 (<https://www.epo.org/lawpractice/legal-texts/official-journal/2017/09/2017-09.pdf>) をご参照下さい。

知財に関する顧問サービスを補完する有益なリソースとして利用することもできます。詳細は、以下のリンクに掲載されています。

<https://www.wipo.int/ipdiagnostic/> (英語版)

イベントのプログラムでは、ツールのプレゼンテーションや数か国の加盟国による本ツールについての考察、並びに ICC Center of Entrepreneurship によるビジネスのキャパシティ強化に本ツールを利用する新たなイニシアチブの公表が予定されています。これは、WIPO が各国政府、政府間組織や国内機関と協力して、本ツールを受益者に提供するための広範な取組みの一環です。

イベントのプログラムや参加の登録情報は、以下のリンクからご利用下さい。

[https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=65728](https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=65728) (英語版)

参加の登録には、セキュリティコード KBT543EDS8 の入力が必要です。

なお、イベントでは、英語、仏語及びスペイン語の通訳が提供されます。

## 実務アドバイス

### 戦略的な出願:

管轄国際調査機関が一つ以上ある場合にどの国際調査機関を選択するかを決定する際に考慮すべき点

Q: 当方はある国際出願の唯一の出願人です。ある受理官庁に出願する予定ですが、当該受理官庁が特定している管轄国際調査機関がいくつかあります。どの官庁を選択するかを決定する際に考慮すべき主な点は何でしょうか？

A: 各受理官庁は、当該受理官庁に対して行われた国際出願について、それぞれ国際調査及び国際予備審査を実施する管轄となる国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) を一つ以上特定しています (PCT 規則 35)。複数の ISA/IPEA が管轄している場合には、(以下に説明する制約を受ける場合があります) その中から選択することができます。この実務アドバイスでは、よりシンプルに説明するために、IPEA と国際予備審査手続には触れずに、ISA と国際調査手続に限り説明します。

出願人が受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) に対して国際出願を行う場合、管轄 ISA の選択肢は、出願人 (又は出願人が一人以上いる場合には、そのうち一出願人) が居住者若しくは国民である締約国の国内官庁、又は当該締約国のために行動する国内官庁、或いは政府間機関に通常出願した場合と同様になる点にご留意下さい (PCT 規則 35.3)。

各受理官庁が管轄している ISA については、PCT 出願人の手引 附属書 C を確認して下さい。複数の国際調査機関 (ISAs) が国際調査の実施を管轄している場合には、出願人は出願時に、願書の第 VII 欄に選択した機関を記載する必要があります。

管轄機関を選択する前に考慮すべき主な点を、以下に説明します。

利用する受理官庁に応じて異なる ISA が選択可能な場合:

出願人が居住者である締約国が、当該出願人が国民である締約国とは異なる場合、国際出願できる受理官庁の選択肢が広がる場合があります。各受理官庁が当該官庁の管轄 ISA を特定するため、国際出願を行う受理官庁を選択する際に、利用可能な ISA について慎重に検討すべきです。また、将来のある出願

において、異なる国籍と居住地を有する複数の出願人がいて、RO/IB に出願する場合には、より多くの管轄 ISA から選択することができるでしょう。それは、管轄 ISA の選択は、出願人が利用可能であった全ての国内受理官庁若しくは広域受理官庁のために管轄したであろう ISA 全てを含むためです。

国際調査で認められる言語:

ISA を選択する際には、国際出願について調査の実施を管轄する ISA が認める言語を考慮すべきです。国際調査の目的のみで国際出願を翻訳することを避けたいのであれば、提出している国際出願の言語を認めている ISA を選択するのが望ましいでしょう (PCT 規則 12.3)。各 ISA が認めている言語については、PCT 出願人の手引 附属書 D に記載されています。

ISA が徴収する調査手数料 (及びその他の関連手数料):

出願人にとって、特定の官庁に国際調査の実施を請求する際の手数料が、重要な検討材料になるかもしれません。調査手数料及び関連手数料は、担当する ISA が設定しているため、手数料はかなり異なります。加えて、一部の官庁は、国内官庁若しくは広域官庁として遂行する実務に応じて、特定の状況において (特に中小企業や低所得若しくは中所得経済からの出願人を対象として) 調査手数料の減額を行っています。また、特定の ISA が国際調査を実施した場合、国内/広域段階で支払う手数料の一部が減額されることがあります。調査手数料や調査手数料の減額についての情報は、該当する場合、PCT 出願人の手引 附属書 D に記載されています。また、利用可能な国内手数料の減額に関する情報は、該当する場合、PCT 出願人の手引の対応する国内編に記載されています。

国際調査の品質、国際調査報告 (ISR) 及び見解書の発行の適時性:

出願人は、ISA の評判、つまり PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの第 21 章 (「国際調査及び予備審査のための共通の品質枠組み」) への準拠や、報告書発行の適時性における信頼性を考慮するとよいでしょう。参考情報として、以下の役立つリソースがあります。

- PCT 国際機関品質報告  
<https://www.wipo.int/pct/en/quality/authorities.html> (英語版) 及び
- PCT 年次報告に再掲載されている報告書発行の適時性に関する統計 – 最新版は次のリンクから利用可能  
[https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo\\_pub\\_901\\_2021.pdf](https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo_pub_901_2021.pdf) (英語版)  
(機関による IB への ISR 送付の適時性に関する統計は、84 及び 85 ページに掲載)

ISA が調査を行わない対象:

PCT 規則 39 に従い、国際出願の対象が当該規則の (i) から (vi) のいずれかである場合には、ISA は国際出願の調査を実施する必要はありません。国際出願がそれらの対象のいずれかに関連している場合、当該出願の対象を調査する旨を記載している ISA を選択するとよいでしょう。詳細は、PCT 出願人の手引 附属書 D の各 ISA のページに記載されています。

先の国内出願を調査した官庁とは異なる官庁に調査を請求するかどうか:

(国内、広域若しくは国際出願のいずれであっても) 先の出願の優先権を主張している場合で、先の出願を調査した官庁が管轄 ISA でもあるならば、より早期に調査結果を得るため、又は可能な手数料の減額を受けるため、同一官庁を ISA として選択することを希望する場合があります。また、場合によっては、特定の官庁 (現在、欧州特許庁、フィンランド特許登録庁、イスラエル特許庁、スペイン特許商標庁で利用可能) に対していわゆる PCT ダイレクトサービスを利用することもできます。この制度では、当サービスを提供している官庁に国際出願を行った出願人は、当該官庁で既に調査された先の出願

からの優先権を主張する場合、優先基礎出願について作成された調査報告及び見解書で提起された異議に応答するための非公式コメントを提出することができます。

または、国際調査について異なる視点を得るために、別の ISA に調査の実施を請求したいこともあるでしょう。例えば、調査を行う審査官の言語の専門知識や、ISA が PCT 最小限資料の他に調査できる特定の文献コレクションに基づいて ISA を選択することもできます。

IPEA を選択する上での制約:

一部の IPEA は、当該機関若しくは別の特定された ISA が国際調査を実施した出願に限って、国際予備審査を行います。そのため、出願人が特定の IPEA に国際予備審査の実施を請求したいのであれば、この制約が ISA の選択に影響することがあります。

先行技術に関する考慮:

出願人が、特定の地域に限って発明の保護を求める場合、その地域に特に関連する先行技術を調査する ISA を選択できれば有益でしょう。例えば、発明の保護が韓国で必要であれば、(可能な場合) ISA/KR を選択すれば、当該官庁が韓国語の関連する先行技術文献を発見する可能性があるため、価値があるかもしれません。他の ISA は、言語の理由によりそれらの文献を利用できないことがあるためです。また、国際出願について ISA として行動し肯定的な ISR を作成した同一官庁に国内段階移行する場合には、国内審査において当該官庁からより早期に肯定的な結果を得られるはずですが。

一部 ISA による国際調査の実施件数の制限:

一部の ISA は、特定の受理官庁に対して行われた国際出願に関して、調査する国際出願の件数を制限しています。例えば、ISA としてのオーストラリア特許庁とイスラエル特許庁は、受理官庁としての米国特許商標庁に対して行われた出願に関して、調査する国際出願の件数を制限しています。このような制限については、PCT 出願人の手引に表示されています (関係する管轄受理官庁に関連する附属書 C をご参照下さい)。

特許審査ハイウェイの利用可能性:

出願人が、PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) のワークシェアリングスキームを利用して出願の審査手続を早期に行うよう複数の国内官庁に請求し、国内段階における出願の早期審査を希望するのであれば、どの国内 (又は広域) 官庁が関係する管轄 ISA と PCT-PPH の合意があるのかを確認して下さい。二庁間又は多庁間の合意に関する詳細は、以下のリンクから、PCT-PPH プログラムのページをご参照下さい。

[https://www.wipo.int/pct/en/filing/pct\\_pph.html](https://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html)

また、以下のリンクから、PCT ニュースレター 2021 年 9 月号の PCT-PPH プログラムに関する「実務アドバイス」もご一読下さい。

[https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2021/pct\\_news\\_2021\\_9.pdf](https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2021/pct_news_2021_9.pdf) (英語版)

[https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2021/9\\_2021.pdf#page=6](https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2021/9_2021.pdf#page=6) (日本語版)

ISA が補充国際調査 (SIS) も実施しているのかどうか:

追加の手数料 (補充調査手数料及び補充調査取扱手数料) が必要となりますが、出願人は、国際段階のいつでも、補充国際調査機関 (SISA) として現在同調査を提供している 10 機関のいずれかに SIS を請求することができます。SISA の選択は、出願人が国際出願を行う受理官庁によって決定されるわけではあ

りませんが、SISA は国際調査を実施した機関とは別の機関である必要があります。SIS を請求する予定がある場合、出願人は ISA と同一の SISA を選択することはできないため、国際調査を実施する ISA の選択に影響を及ぼすことがあります。